

## 相続税の調査実績と傾向

国税庁が昨年11月に発表した「平成22事業年度における相続税の調査の状況について」からその実績と傾向を分析したいと思います。

### I. 相続財産の構成

土地の割合が、バブル後の平成4年分の75.9%からどんどん減少し、50%を割る一方で、現金・預貯金等の割合が7.4%から20%を超えるまで増加してきています。この傾向から現預金等の把握に調査の重点がシフトしてきています。

この結果、申告漏れ相続財産の構成比でも現預金等の割合が33.8%（金額1,332億円）と最も高く、土地18.3%（金額719億円）、有価証券16.0%（金額631億円）の順となっています。

### II. 海外資産関連

海外資産関連事案の調査も695件あり、申告漏れは80.0%近く549件が指摘されました。国

際税務専門官の設置等で海外資産の把握が十分になされた結果とされています。一方昨年の税制改正大綱では、過少申告加算税等の特例を含んだ国外財産調書制度を創設するなど更なる課税整備をはかっています。

### III. 留意点

この発表から学ぶべき点は、現預金等についての管理問題と思われます。家族名義の預貯金であっても、次の諸点に注意して管理すべきでしょう。①預貯金等の設定、書換の管理を誰が行っているか。②通帳、届出印は誰の物か。③名義人の年齢、職業、収入はどうか等々がポイントになります。さらに、無申告事案に係る調査件数も1,000件を超え、75%近くの非違割合が報告されています。追徴税額（加算税を含む）の負担など大変厳しい対応が迫られますのでくれぐれも慎重な判断が必要となります。

最後に、相続税の申告が必要になるかどうかの基礎控除額の縮少など相続税の大幅改正も予測されますので、大いにこの動向も注視しなければなりません。

### ナマの税務相談室

**Q** ご無沙汰をしています。本日お伺いしたのは息子の贈与税のことです。ご相談に参りました。

**A** お久しぶりですね。で、どのようなことでしょうか？

**Q** 実は20年前、父の死亡時、居住用不動産を私が相続し、暫く住んでいましたが、勤務先の都合でK市に住み、そのまま他人に貸していました。

この程、入居人が退去して空き家になりましたので先月、その不動産の名義を長男名義にして贈与登記を済ませました。

この話を友人に何気なく話したところ、その友人は似たような経験をしており、税務署から贈与税の申告をするようにと連絡があり、贈与税の額も1000万円近い巨額で驚いてしまい、慌てて知り合いの税理士さんに相談に行き、何とか善処されたそうです。そんなわけで本日ご相談に伺った次第です。

### 税の問題は一筋縄では行きません

**A** そうでしたか。早いものですね。息子さんも成長されて社会人になられたのですね。そろそろご自分の家も持ちたい気持ちを察しての親心でおやりになったわけですね。

息子さんもまだ若いし、お父さんも親子間の贈与の問題に絡む税金について余り深くお考えにならないで実行されたのですね。つまり、親子間等特別な関係がある場合には、お互い贈与の認識が余りなく軽率に行われるケースが多く、お友達のようなトラブルが起ります。

**Q** お恥ずかしいのですが、父から相続で無償同様で頂きました財産でしたから、単純に息子に名義変更をした次第です。

**A** 今回の件は軽率な名義変更が真相のようですから、取り敢えず財産の名義をお父さんの名義に戻すのが最善策です。年齢に絡みますが親子間の相続時精算課税制度というのがありますが、別の機会にお話いたしましょう。

### ナマの税務相談室